

裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成26年7月2日(水)午後2時30分から午後4時30分
- 2 場所 東京地方裁判所立川支部大会議室
- 3 参加者等

司会者 菊池 則明 (東京地方裁判所立川支部刑事部判事)
裁判官 林 寛子 (東京地方裁判所立川支部刑事部判事)
裁判官 岸田 二郎 (東京地方裁判所立川支部刑事部判事)
検察官 大串 雅里 (東京地方検察庁立川支部公判担当副部長)
検察官 田澤 奈津子 (東京地方検察庁立川支部公判部検事)
検察官 中島 泰徳 (東京地方検察庁立川支部公判部検事)
弁護士 加畑 貴義 (東京弁護士会所属)
弁護士 廣田 智也 (第一東京弁護士会所属)
弁護士 高橋 郁子 (第二東京弁護士会所属)

裁判員経験者6名は、着席順に「1番」等と表記した。

4 議事概要

司会者

裁判員経験者の方々から意見を伺う意見交換会を始めたいと思います。私は立川支部刑事1部の部総括をやっております菊池則明と申します。本日は司会を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

最初に裁判員経験者の皆様方から、裁判員裁判を御経験されて率直な全体的な感想を一言ずつ伺いたいと思っております。恐縮ですが、1番の方からお願いたします。

1番

私が裁判員裁判に携わったのは約1年3か月ほど前だったんですけれども、その裁判で初めて裁判所に来たわけなんです、かなり難しいことをやらされるのかなという思いが事前にはあったんですけれど、実際に裁判に接して

みて、非常に分かりやすく、普通の私のような一般市民でも十分経験できるそういう場なんだという印象がありました。やはり裁判員に任命されたときは非常に緊張の度合いがすごく高まった記憶があるんですけども、約10日ほどの審理だったんですけども、その中で徐々に慣れていくにつれて、非常にいい経験をさせてもらえてよかったなというふうに思っています。裁判員裁判を経験したことで、今、新聞やニュース等で裁判員裁判のニュースが出るたびに、やはり、どういうことをやっているのかなとか、自分だったらこう思うのにみたいな、そういう意識が高まったのではないかというふうに思っています。

司会者

ありがとうございました。続いて2番の方、お願いいたします。

2番

私も1番の方と一緒に裁判をしました。実際、最初は結構不安でした。全く分からないし、法律もそんな詳しくないので、自分でいいのかなとすごく不安に思ってましたが、皆様分かりやすく説明してくれたりしてくれて、法律に携わってない一般市民も結構分かるような裁判が行われたと、とてもよい経験をしたと思います。以上です。

司会者

ありがとうございます。3番の方、お願いします。

3番

裁判員制度が始まって、お話には聞きながらもどこか自分とはよそごととっておりましたが、最初に通知をいただいたときには本当にびっくりしましたし、こんな一般の主婦に務まるんだらうかという不安はございましたが、息子がたまたま司法の道を目指して法学部で学んでるものですから、何かの力になればというのと、ちょっと興味がありましたので引き受けさせていただきました。といいますか、たまたまくじで当たったんですけども。それ

もすごく意外で、自分でもくじ運とか全くないんですが、本当にこの、まだ周りに全然経験した方がない中で自分がなったということがすごく驚きでした。本当に法律の知識も何もなくて参加させていただきましたが、裁判官の方はじめとても親切に丁寧に説明してくださいましたので、とても分かりやすく、私は6日間だったんですが、皆さんで、とても議論を尽くして、連帯感も生まれて、本当に貴重な時間を過ごせたと思っております。終わってみて、やはりニュース等で裁判員裁判のことが報道されますと、やはり今までとは、経験前とは違った見方で見たりしております。以上です。ありがとうございました。

司会者

ありがとうございます。では、4番の方、お願いいたします。

4番

私の感想は3つあります。一番初めに最高裁判所から通知が来ましたときには、まず開封前に驚きました。えっ、何を悪いことしたんだろうと一瞬考えてしまったぐらい青天のへきれきでした。2つ目は、実際に裁判に携わりまして、1日目だけ疲れまして。というのは、裁判所自体に、それからまた裁判の用語について非常に疲れた思い出があります。3つ目は、今、今日初めて着けたんですけれども、裁判員を経験したというバッジをいただきましたので、これを着けて今日参りました。裁判が終わってから、関係者と申しますか周りの知人たちにこれを見せましたら大変驚いて、また興味深く見ていたのが印象的ですけども、実際に着けるのは今日が初めてです。改めて今日着けてみまして、裁判員裁判を担ったという重みを感じております。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、5番の方、お願いいたします。

5番

私もほとんど皆様のおっしゃったのと同じことなんですけれど、最初に通知が来たときからずっと驚きで、実際に裁判員に選出されたときも、6名という中に選ばれたのもびっくりの状態だったんですけれど。とにかく裁判というのはドラマでしか見たことない状態だったので、その中に入っていいのかどうかというのも本当に、何というのか、ドキドキする状態だったんですけれど。最初に裁判をやっている状態を見て、その後審理に移っていったりとかしたときに、本当に判決まで行くことができるんだろうかと思ったんですけれど、全く法律のことも知らない人達がそういうことができるのかなと思ったんですけれど。6名いて、本当にいろんな話を皆さんとさせていただいて、それなりのちゃんとした結論が出たんじゃないかと思っています。とにかく終わった後にも、こういう経験はできないと思いますので、本当にいい経験をしたなというのが感想です。会社からもびっくりされまして、大体8日間ぐらい、2週間ぐらいあったんですけれど、その間も会社のほうでも快く行ってきなさいという形で言っていただいて、本当にいい経験をしたと思っています。やっぱり終わった後も裁判のニュースとかが出ると、今まで以上に何かやっぱり興味というんですかね、すごく大きくなったと思います。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、6番の方、お願いいたします。

6番

まず第一に感じたことは、ドラマと一緒にだなぁと思いました。それが第一印象ですね。あとは皆さんがおっしゃっていることと大体内容は同じなんですけど、普通の仕事をしている私にとっては、この制度がなければ一生経験できないような、司法の場といいますか、この場に体験させてもらったことは、とてもこの先、重要な体験、経験になるとは思っております。機会があればもう一度やりたいなとか思っておりますので、いい経験をさせていただいたと思

っております。以上です。

司会者

ありがとうございます。今皆様方からお話が出たんですけれど、最初は不安感が多かったと。法律も知らない、余りですね。そういう心理状態にあつて、皆様方が、例えば裁判所の接遇でも何でもいいんですけれど、こういうことがあつてその緊張感、不安感がほぐれたか、あるいは当事者の人達の何か働きかけがあつた、ここで不安が崩れたというか不安がなくなったとか、その辺のですね、逆に、それがずっと続いた方は、こうしていただければもう少し早く不安がなくなったのになということがあつたらちょっと伺いたいんですけれど。どなたからでも結構です。その不安感がちょっと変わった瞬間とか、あるいは、こういうことをやってもらえともっとよかったんじゃないかというのがありましたら、我々の勉強にもなりますので、是非どなたからでもお話し願えればと思うんですが、いかがでしょうか。3番の方、いかがですかね。

3番

とにかく裁判所の方の対応がとても親切だったということで、まず初日から私はすごく緊張がほぐれたといいますか。あと、裁判官の方が一緒に同じ部屋でお昼を食べながら、雑談も交え、いろいろお話をしていきながらだんだん打ち解け合つていったといいますか、そういった環境がよかつたと思います。

司会者

ありがとうございました。ほかの方はいかがでしょう。一緒に御飯を食べたり裁判官が雑談をすると。これは我々も心掛けてはいるんですが、なかなかジョークが滑ったりしてですね、皆様方に非常に寒い思いをさせたりすることもあるんですが。それ以外でも結構ですし、今のお話の続きでも結構です。ほかの方どなたかいらっしゃるでしょうか。1番の方は先ほどちょっと

不安という言葉をお使いになったので、いかがでしょう。

1 番

私の場合は審理のときは最後までずっと緊張してたと思います。ただ、裁判が始まってからは、やはり緊張感よりも真剣にその場に挑むというような責任感を持ってやらなければいけないという気持ちのほうが強くなってきて、緊張はしてたんですけども、そういう気持ちのほうが強かったので、余り感じることはなくなったのかなというふうには感じました。評議の部屋に戻った後は、やはり裁判官の方とかに気を使っていたケースが多かったので、審理の中の雰囲気とは違って、その違いというのはあったので、非常にめり張りをつけていただいてよかったと感じております。以上です。

司会者

ありがとうございます。ほかの方はいかがですか。よろしいですかね。追々また思いつきましたらお願いします。それでは、審理内容について皆様方にお伺いしたいと思います。分かりやすい裁判、見て聞いて分かる、特別な勉強は要らないみたいなことを我々は皆様方に申し上げているわけですが、本当にそういう裁判が実現できたのかどうか。もうちょっとこういうところをと、その辺を含めて皆様方の御意見を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。どなたからでも結構ですが。4 番の方はいかがですか。何でも結構ですよ。

4 番

そうですね。やはりまず検察官そして弁護士という方々がどういうことをするのかというところから説明をしていただきたかったと思います。テレビなどでは検察官や弁護士の方のお仕事の内容は大体雰囲気で分かりますけれども、もう一度初めから説明をしていただいたほうが分かりやすかったのではないかと思います。以上です。

司会者

弁護士の役割とか検察官の役割というのが、いまいちイメージがつかみにくかったですか、最初は。

4番

いいえ。テレビなどで分かっていたつもりですけども、やはりそういう説明があったほうが分かりやすかったのではないかなというふうに思いました。

司会者

ありがとうございます。ほかの方、今のことで構いませんし、さらに何か。手続の流れとか役割とか、これが分かりにくかったんですがみたいな御感想をお持ちの方はいらっしゃいますか。2番の方、いかがですか。

2番

正直、手続の流れは確かにちょっと、何というんですか、決まっているんですけど、やっぱり私達はそんなに詳しくないのでちょっと分かりにくかったです。あと、審理の中で検察官と弁護人の方も分かりやすく話してくれまして、裁判官の方も評議のときにその分からなかったこととかを詳しく説明してくれて、そこはよかったと思います。以上です。

司会者

ありがとうございます。手続の流れとか、こういうスケジュールでこんなふうにやりますという説明は、一応どの部でもしてるとは思うんですが、その辺の説明がもうちょっと丁寧だったらよかったのになとか、そういうのはありますか。6番の方はいかがですか。

6番

そうですね。あんまりそういうのは気にしたことはなかったのですが。ただ、私のときに、まだ経験の浅かった検察官がいたみたいで、ちょっと内容がよく分からなかったところが多々ありました。

司会者

それは検察官の主張なんですか。あるいは、その立証活動が分かりにくかったんですか。

6 番

立証していくときの多分流れる的なものがちょっとよく分からなかったというか。まあ何というんですか、本を棒読みというか。ちょっとその辺が。隣にいた経験の高いというかベテランの方が、その分かりづらいところは一応補充してくれた形になっていたんですが、2人でちょっと言われてたもので、えっ、えっとか思ったところがあります。

司会者

要するに今のお話だと、質問の内容が余りうまくなくて理解が難しかったと。ベテランの方がすると分かったと。そんな感じですか。

6 番

そうですね。そのとおりです。

司会者

今の6番の方の問題提起で、証拠調べ、証人尋問のときの質問の仕方など、これはいつも我々当事者も含めて研究しているところ、技術を高めようとしているところなんですけど、ほかの方々はいかがだったでしょうか。3番の方はいかがですか。

3 番

質問の仕方とかではないんですが、まず冒頭陳述とか論告とかそういった言葉の意味というのがいま一つぴんとこない中で、いきなり法廷に行ったようなところもありまして。私の事件の場合は、最初に防犯ビデオをずっと証拠として見ていったんですけれども、すごく長くて、それがあらかじめ何分ぐらいのビデオであるとか、何のためにそれを見てるんだとか、そういうことが分からないままに始まってしまったところがありまして。それが分かった上で見ていたらまた見方も違っていたのかなとか、そういうところはちょ

っとありました。

司会者

まさにその防犯ビデオは何を立証するのか、これでこういうことを立証しますというのを冒頭陳述で恐らく検察官は言ってるはずなんですが、その辺はどうだったんですか。

3番

そうですね。ビデオ自体が余りにも長かったので、どこをポイントに見てほしいとかそういった話は多分なかったと思いますね。ただずっと見ていた感じはありました。

司会者

ありがとうございました。この辺で検察官の弁明というか、何かありますか。今の点。一般論でいいです。

大串検察官

一般論というか、長かったというのは大体何分ぐらいのことでしょうか。

司会者

正確なことはあれでしょうから、大体で結構ですね。

大串検察官

もちろん大体で結構です。

3番

感覚として30分ぐらいです。

大串検察官

事案にもよると思いますが、それは長過ぎるかもしれませんね。もうちょっと絞るようには一応心掛けているつもりです。

司会者

いわゆる犯人らしき人間が映ってる場面なんですか。

3番

そうですね。本人が映ってる場面とその前後とあるので。映ってない場面も含め。

司会者

そこは普通は切るんですかね。

大串検察官

そうですね。

司会者

弁護士からしたら何かその辺ありますか。

加畑弁護士

私も当然その事件を担当してないので分からないですけども、まずビデオを検察官が流すのであれば、何を立証するかは当然言うと思うし、そこでどのポイントを要するに見てくれという話もしないと、30分もあるとただら見てても何見ていいのか多分分からないと思うんですよね。なので、もし仮に弁護士が似たようなものを出すのであれば、確実に、その長さを長くするか短くするかは別にして、例えば何分ぐらいのところでこういうことがありますのでみたいな説明は多分するとは思うんですよね。それがあったのかなかったかがちょっと分からないですけども、私も今の話だけを聞くと、検察官の立証のちょっと不親切さというか、そういうところがあったのかもしれないとは思いますが。ちょっと見てないので分からないですけど。

司会者

ありがとうございました。ほかに似たような御経験をされた方はいらっしゃいますか。どうぞ、4番の方。

4番

私のほうは今思い出しましたけれども、弁護士さんのほうで。私が携わった裁判では、争点はその量刑をどうするかということだったんですけども、開廷一番弁護士さんが、その量刑の年数の希望だったんでしょうか、おっし

やったので、それで我々も、えっ、もう決まってるんだらうかと思い、裁判長からも御注意があったことを今思い出しました。

加畑弁護士

ちなみに、冒頭陳述のところですか。一番最初の段階ですか。

4 番

一番最初です。恐らく御希望だったのかと思われるんですが、それが争点だったにもかかわらず初めにおっしゃったので。そういうことを思い出しました。

司会者

普通は最終的に、弁論とって最後の意見として言う場合と言わない場合がありますけれども、冒頭陳述から量刑を具体的に言うというのは余りないですよ。いかがですか。

加畑弁護士

これは完全に私の個人的な感覚になりますけれども、一般論として、やっぱり冒頭陳述の段階で、今おっしゃった量刑とかに関して余り先入観を与えちゃいけないと思うんですよ。もちろん裁判員の方はこういうことをやったことのない方なので、素人だとした場合に、この事件に関してどれぐらいの量刑だというのが全く白紙の段階で、審理もせずにぽんとそこだけ情報が入ると、その色に塗られてしまうというか、弁護士としてもそれは余りいい影響を与えないとは思います。

司会者

ありがとうございました。ほかの方で、この点の証拠調べが分かりにくかったとかございますでしょうか。5 番の方はいかがですか。

5 番

私のときは本当に分かりやすかったんです。私のほうが本当に分からない状態のときに、1 日目から内容を教えてもらって、もう裁判にすぐに入った

んで、その後分からないままいったんですけれど、後から、今日はこうだったんですよ、明日はこういうことをしますよという状況をすごく裁判官の方達が教えてくれて、ああ、そうだったんだという。もう本当に2日目、3日目からは自分達のほうから質問が浮かんできたりとかしましたし、この手続のことに關しては全く何もなく、分かりやすかったです。

司会者

ありがとうございます。引き続いてちょっとお聞きしたいんですけれど、今のお話だと、裁判官が今日はこういうことをやります、今日やったことはこういうことなんですよという説明をしたことが理解に役立ったということでしょうか。

5番

そうです。流れを一応書類でもらうんですけれども、やっぱりいろんな証人尋問の証人の方とかがいっぱい出てきますし、その事件の内容を本当に把握するためにも、内容とそれから裁判の流れですね。こういうことで最後に被告人の証人尋問が入りますというところの流れも最初のほうから教えてもらっていたので。ちょっと弁護人の方が分からなかったんですが。ちょっとお年を召してた方だったので、何を言ってるかが裁判中はちょっと分からなかったんですけれど、後から皆さんで話す内容とか、書類で配られて内容は分かりました。

司会者

そうしますと、当事者の滑舌とか質問の仕方とかはいまいち分かりにくいところもあったということですか。

5番

裁判中のことで。

司会者

審理ですかね。

5 番

そうですね。そのときに弁護人が言ってることとかというのがちょっと分かりづらいのはあったんですけども、後から、ああ、そうだったのかというふうに分かって。慣れてきたというのもあったんだと思うんですけど、本当に3日目以降に関しては、ずっと分かりやすく。

司会者

それは裁判官の説明で分かったんじゃないくて、慣れてきたので当事者のやることがよく分かったということもあるんですかね。

5 番

裁判官の方の説明が大きかったと思います。

司会者

裁判官の説明の重要性というようなところもあるんですが、逆に、裁判官が説明して分かるようではだめだと、当事者の活動だけで分かるのが理想だと、こう言われておりますが。この点で裁判官あるいは両当事者の弁明を聞きましょうか。いかがでしょう。

加畑弁護士

本当に申し開きすることはないんですけどもですね。まず、やはり全国的なアンケートを見ましても、検察庁の立証活動に比べて被告人側の立証及び主張が分かりにくかったということに関しては明々白々と出ているところですので、ここについてはまずは弁護士側は絶対に反省しないといけないところだと思います。幾つか理由はあるんですけども、今までのもともとの裁判官裁判と裁判員裁判に変わった時点で、もう結構年が経っているのですが、まだ弁護士の中でも十分に切替えができていない状況があるのは、これは間違いないと思います。5 番の方がおっしゃったように、その弁護士がどういう方か私はもちろん存じ上げないんですけども、ちょっとお年を召された弁護士だというふうにおっしゃっていたので、なかなか裁判官裁判のと

きの経験が抜けていないと、そのままやってしまうとした場合に、裁判官と検察官と弁護士との中でツーカーでやってるような裁判をそのまま裁判員に持ってきたとしても分かりにくいところがあるのは、多分これは間違いないだろうなというふうに思っております。弁護士会側もそこら辺に関しては重々把握してまして、本当に研修をしまして、いかに分かりやすい立証活動及び主張活動をしていくかというところには十分研鑽を積んでいるのですが、まだまだ多分目標には達していないんだろうなというところに関しては、私も十分感じているところです。まだまだもうちょっと頑張りますので、長い目で見ていただけたらなと思います。

司会者

検察庁から何かございますか。この点に関して。

大串検察官

検察庁としては、もちろん検察官の主張・立証だけで分かるように心掛けてはいるつもりですけれども、中には私が見ても本当にこれで分かるのかなと心配になるものがないわけでもないで、その辺は検察庁としてもまだまだ完成の域に全然達してない試行錯誤のところではあります。その中でやっぱり取捨選択ですね。何を捨てて何を主張・立証するのかという取捨選択がまだ十分できてない、細かいところにこだわっちゃったといったようなところで失敗するところがあるのかなというところがありますので、その点は今後見直していきたいなと思っております。

司会者

裁判官から今のお話でいかがでしょうか。

林裁判官

実はその分かりやすい説明をしたのは隣の岸田裁判官なのですけれども。その事件に限って申しますと、争点が複数あって証人が複数いた事案でしたので、当事者双方それなりに御説明されたと思うんですが、その証人がどう

いう位置付けで出ているのかということをごちからでも改めて説明をして、皆様に理解をしていただいたというような事案でしたので、ちょっと事案の特殊性もあって、こちらでもより丁寧に説明をした部分があったかなとは思いますが。

司会者

ありがとうございます。よく言われることですが、何日か経つと大分慣れてきて審理にもものめり込めるんですが、最初は何か緊張感であれよあれよという間に何やっているか分からなくて最初の頃は過ぎてしまうと。こんな感想を持った方はいらっしゃいますでしょうか。3番の方はいかがですか。

3番

まさにそのとおりで、別室で説明があった後もう即法廷だったんですけれども、その後すぐに紙切れを見せられたような状態だったので。恐らく慣れている方でしたら流れも分かっている、今これを見てこれをチェックすべきだということまで分かっていたと思うんですけれども、まだ何をやっていいのかわからないような状態でいきなり延々とビデオだったので、それがちょっと。

司会者

そうすると、どういうことをやってもらえば、要するにビデオの説明をしてもらって短くしてもらおうということとはともかくですね、ほかに何かもう少し緊張感をほぐすとか、最初から分かりやすくするため、もう少し改善する点としてはどの辺でしょうね。

3番

裁判官の方もたくさんの事案をやってらっしゃるので、流れとしては当たり前前のことをやってらっしゃると思うんですけれども、裁判員は初めてなので、今から法廷に行つてまずこういうことをやって、これは何のために見るんです、それがどこにつながりますという、何か全体の流れが分かつてて当

たり前という立場でいらっしゃるので、それが初めての者にとってはちょっと、最初にしつこいぐらいに、どこへつながっていくのかというのが、流れがもう少し分かっていたら、また見どころも違ったのかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。ほかの方は同じ意見でしょうか。あるいは、私はこういうちょっと違う角度から分かりやすさをちょっと工夫してほしいというのはありますか。6番の方はいかがですか。

6番

いきなり法廷に入ると、やはり誰でも緊張するのは確かだとは思いますが。それに、一応自分も裁判する内容とかは事前に聞かされて、それなりのあれはあるんですが、いきなり証人尋問とかそう言われても、やはり緊張度のほうが高過ぎて頭に入ってこないのがかなりありますんで、その前提で何かそれをフォローするようなものがあれば、少しは和らぐとは思いますが。例えば、私の場合は証人が別の事件の被告人でもあるんですが、その法廷の内容とかをちょっとビデオで見せてもらうとか、そういう感じのものでもあればよかったのかなとは思いました。

司会者

今のお話だと共犯者ですか。

6番

そうです。

司会者

共犯者が前の裁判で何を言ったかを見てみるということですか。

6番

そうですね。

司会者

なかなかそこは難しいかもしれませんですね。当事者は、自分達の立証は

こんな感じでやりますと、チャートをつくってこんな感じで我々の立証をやりますと言って、冒頭陳述ということで分かりやすく皆様方にアピールをして、その冒頭陳述で皆様方に、ガイドをするという役割を果たしてるんですが、冒頭陳述はどうでしたか。まず分量と内容と。

6番

そうですね。ぱっと見て内容が多過ぎましたね。全部一遍に見ても全部分かり切れなかったですね。やってるうちにだんだん、ああ、そういうことか、と分かってきたんで、全く最初は分からなかったです、はっきり言って。

司会者

ほかの方はいかがですか。冒頭陳述の分かりやすさというか、分量とか内容についてももう少し注文などがあるかどうかですが。4番の方はいかがですか。

4番

そう言われましたらやっぱり思い出したのは、我々、緊張してる、例えば初めに緊張したままの中で裁判が始まってしまうという中に、6人の裁判員と2人の補充裁判員とで8人で後で話をしていた中では、まずわけが分からないままに始まったとしても、3つ、やはり言葉に引っかかったまま裁判が過ぎていったというのが印象です。1つは弁護人の方が、裁判長は被告人のことを被告人という言い方をされたんですけども、検察官の方もそうだったと思います。ところが弁護人の方が君づけでずっとおっしゃってたんですね。それで、被告人って、幾ら弁護したいのは分かりますが、被告人という言い方はしなくてもいいのであろうかということにずっとみんなが引っかかっていたことと、それから証人のことを一般では「ショウニン」というイントネーションなのに、「ショウニン」とおっしゃるイントネーションに引っかかったこと。それから、最後までみんなが引っかかっていたのは解錠ですね。手錠を外すという解錠の意味が分からなくて、我々が入るから、その

たびごとに法廷に入るごとに開くのかと、そのために連絡しておられるのかと思っていたら、そうではなくて手錠を外すということも初めて分かって、そういう細かなところに引っかかって。もちろん審理はちゃんといたしましたけれども、やっぱり一般人が参加するときには、もう少し丁寧な言葉の説明から始めていただきたかったというのが我々8人の共通した思いでした。以上です。

司会者

ありがとうございます。私からも弁明したいところもありますが、どなたかいらっしゃいますか。

加畑弁護士

一番最初に出た被告人のことを君づけするという点に関しては、実はこちらとしてはなかなか譲れない部分があります。もっと言いますと、裁判官と検察官のほうも、できればさんづけか君づけをしてほしいと思うところがあります。それは何でかと言いますと、やはり被疑者・被告人という言葉の印象の悪さですね。もちろんそういう名称で当然裁判には出ているんですけども、被疑者すなわち疑いを被せられてるということですよ。被告人、要するに告げることを被せられてるということですよ。この言葉自体にもう既にあまりいいイメージを裁判員の方が抱かれないのではないかという思いがやはりあります。初めて裁判員が壇上に上ったときに、被疑者・被告人と言われてる人のことに関して最初から先入観を持っていただきたくない。すなわち一個の人間として、まずは、「疑わしきは被告人の利益に」という言葉は当然評議のときに聞いたと思うんですけども、一個の人間として、要するに何か罪を犯した人間ではなくて、その罪に関して今まさに裁判をしているところであるわけなので、本当に一個の人間として、さんづけ、君づけをして、皆さんと同じ目線の同じ立場の人間として扱っていただきたいたいという思いがありまして、弁護士側は君づけ、さんづけをさせていただいてお

ります。以上です。

4 番

今初めてそれが分かりました。分かりましたので、そういうことを初めからおっしゃっていただいたほうが一般人には親切かと思います。以上です。

司会者

そうですね。弁護人が冒頭陳述の冒頭にそういうふうに言いますと言う方もたまにいらっしゃいますね。

加畑弁護士

確かに弁護士側もそれを最初に冒頭陳述の段階で言ってもいいと思うんですよね。これから裁判官と検察官は彼のことを被告人と言うかもしれませんが、我々はこういう理由で君づけ、さんづけをさせていただきますということも冒頭陳述で言うのも分かりやすいかなとは思っていますので、またフィードバックしたいと思います。

司会者

検察官、弁護人の立証について、さらに補充されたい方はいらっしゃいますかね。こんな感じでもっとやってもらえればよかったんじゃないとか。時間が、例えば証人尋問の時間はどうだったでしょうか。長過ぎたとか、もうちょっとこういうところを注意して聞いてもらえば我々はもうちょっと分かったのになとか、ありますか。5 番の方はいかがですか。

5 番

5 番です。その裁判の内容についていくことのほうが必死だったので、こういうふうにしてほしいというのは今考えても、ないです。

司会者

時間的にも適切だったですか。

5 番

はい。逆に、何というんですか、裁判官の方が質問したりとかしてても、

その後、評議の時間があって、裁判員だけで話したり、あれは何だったんだろうという何かそういうこともできたので、じゃあこれを質問してみましようかということも話合いでできたものですから、特に検察官がこうしてほしいとか、弁護人がこうしてほしいというのは、私の中ではなかったです。

司会者

ありがとうございます。1番の方はいかがでした。その内容の長さとか尋問の仕方とかについて注文などはございませんでしたか。

1番

内容はすごく分かりやすく、弁護側も検察側も的確に質問をされて、証人の人に話してほしいことを引き出せているように思えたんですけれども。私の場合は10日ぐらいあったので、最初の証人の方がどういう話をしたかという記憶が時間が経つにつれてなくなっていくような気がして。後でビデオとかで見返す機会があったんですけれども、それを全てまた一から見直すというわけではないので、そこがなかなか、何というんですかね、審理の場でメモをするということも、聞くのに必死というのもあってできない部分があったので、やはりそういう振り返る時間というものを、最初のほうは立て続けに時間割が決まったような気がしましたんで、そういう時間が少しずつあれば、より理解が深まったのではないかなと今振り返って思います。

司会者

ありがとうございます。2番の方はいかがでしょう。

2番

私も1番の方と同じで、確かに長かったので、最初に話した内容は確かに忘れちゃうところがありました。かといって、また最後に最初からやり直すというわけにもいかないなので、部分的には録画したビデオで見ましたけれど、全部が全部は見えないので、その辺がちょっと分かりづらいというか。分かりづらかったです。

司会者

ありがとうございます。今のお二方のお話でちょっと思い出すことができますね、我々裁判官も検察官も弁護人もそうなんですけれど、まず重要証人から聞いていくというのが普通なんですよ。今の話だと、判決に近いときに重要証人を聞いたほうが忘れなくていいんじゃないかというふうにも考えられるんですが、皆様方はその辺はいかがでしょうか。裁判員としてはもうちょっと、どうせ忘れるなら重要証人は最後に聞きたいとか、そんなのはありますか。6番の方はいかがですか。

6番

いや、まさにそのとおりだと思いますね。私ども全く経験がないので一番最初に緊張してるときに証人尋問されてもなかなか頭に入ってこなくて、そのまま証言を聞いてメモするだけで一日が終わってしまうという形になってしまいます。昨日は証人何話したっけかな、なんて思うようなことがたまたまありましたので。ですから、ある程度慣れてきてから重要な証人を聞いたほうが分かりやすいと思うんです。というか頭に入りやすいと思うんです。

司会者

ありがとうございます。今の御意見に賛同あるいは反対、あるいは中間的なことでもいいですけど、3番の方はどんなふうにお考えでしょうか。

3番

そうですね。私の関わった裁判は証人の数が少なかったというのもあって、最初だったから最後だったからというのは余りないんですが。証人の方の証言内容というのはメモでいただかないんですよね。それを裁判員の方が皆さんそれぞれ必死でメモをとりまして、評議のときにそれをもとに、ああいう話もあったね、こういう話もあったねということですり合わせていったようなところもありましたので。事前にいただくということは無理なんでしょう

けれども、すごく一生懸命メモをとっていた覚えがあるので。あと、関係ないかもしれないんですけども、素人から見たら何であの人が証人になっていないんだろという、この人の証言があればもっと分かりやすいのになというの、あらかじめ決まった証拠で審理していくので、素朴に、何であの人を呼ばないんだろうねというのは皆さんでお話はしていました。

司会者

その疑問は裁判官にお伝えしましたか。

3番

ええ。お伝えしたときに、それは検察側か弁護側かどちらかで必要ないとみなして呼んでないんでしょうねみたいなお話はありました。

司会者

それは納得されましたか。

3番

確かにそれがあればもうちょっと分かりやすいのになというのありましたので、そこは集められた証拠だけで審理していかなきゃいけないので、素朴な疑問でした。

司会者

今のお話もあったんですけど、要するに何でこんな証拠がないのかとか、何でこの人を呼ばないのかとか、逆に、何でこの人を呼んだんだろというのがあるんですが、それぞれ当事者としていかがですか。一般論でいいんですが。

大串検察官

検察官としましては、何で呼んでないんだろと言われる場合に、いろいろな事情で呼べない事情があったのかもしれませんが。あるいは、証人の方に何らかの理由で、本来呼べただけけれども、あえてこちらが撤回したというか、請求をしなかった、ないしは請求しようと思ったけれど踏みとどまった

というのがあったのかもしれませんが。いずれにしても、それはどういう証拠を請求するかは取捨選択の世界でありまして、検察官としてはやっぱりそう言われると反省するしかないのです、裁判員の方にそう言われないうちにきちんと証人を選定すべきだなというふうに思っています。

司会者

ありがとうございます。弁護人の立場としてはいかがですか。

加畑弁護士

今、検察官がお話されたことと大きくは変わらないんですけども、当然こちらのほうも立証する過程でこちらの立証に有利な証人を選定いたします。逆に言うと、分かりやすいからといってこちら側に不利な証人を呼ぶことはまずないだろうなと思います。それなので、こここのところは逆に判断権者たる裁判所にですね、やっぱりちょっと御説明を、こういう理由なんじゃないのかなみたいな説明をしていただかないといけないのかなとは思っています。だから、裁判員の方に分かりやすくするためにあえてこの証人を呼ぶという前提で証人を呼ぶことは、検察庁も我々も多分ないのではないかなとは思っています。

司会者

ありがとうございました。一応審理についてはこの程度にしまして、それでは、次に評議についての皆様の御感想を伺って参りたいと思います。評議の秘密というのがありまして、なかなかセンシティブな問題がありますけれども、それに触れない程度の御感想を伺えればと思っております。まず、我々が一番考えているところは評議の雰囲気でございますが、いかがだったでしょうか。どんな感じだったか、御感想を一言でも二言でもお伺いしたいなと思うんですが。1番の方はいかがですか。

1番

一言で言うと重苦しい雰囲気としか言えなかったと思います。私達の裁判

は殺人未遂事件だったんですけれど、やはり最初、裁判に、法廷は抽選の翌日からだったのでちょっと心の準備はあったにせよ、たしか昼食前に証拠でその事件で使われた包丁を見る場面があって、それを部屋に持ち帰って後で見ましようみたいな感じだったので、その場面ではやはりちょっと、みんなあんまりしゃべるというような感じの雰囲気ではなかったと思うので、終始そんな感じだったかなというふうに思っています。以上です。

司会者

重苦しい雰囲気は分かるんですが、例えば、言いたいこととかがちょっとはばかれることなのか、そうではなく言うべきことは言ったということなのか、その辺はいかがですかね。

1 番

そうですね。意見を言いやすい雰囲気というのはあったと思います。ただ、私達のメンバーがそうだったのかもしれないですけど、そんなに自らががんしゃべるという方はどちらかというとな少ないような感じだったので、裁判長とかが、どうですかみたいな感じで聞いていただいて、そういうしゃべる雰囲気というのはすごくつくっていただいたのかなというふうに思っています。

司会者

ありがとうございます。3 番の方はいかがですか。

3 番

私の場合はとても話しやすい雰囲気でした。性別も年齢もうまくばらけていて、いろいろな経験をもとに、とても話しやすい雰囲気で、すごく最後には連帯感が生まれたぐらい、裁判官の方にもすごく話しやすい環境をつくっていただいたというか、余り進んで話せない人にはうまく振っていただいたりとかしていたので、評議はとてもいい雰囲気の中で進んだと思います。

司会者

ありがとうございます。2番の方はいかがですか。

2番

特に雰囲気的にはよかったと思います。裁判官の方が一人一人これはどう思いますかと振ってくれて、とてもよかったと思います。強いて言うなら、やっぱり100%言いたいことを言えたという人は多分いないと思うんですね。それを解消する、私だったら一人一人、一対一でこれはどうですかみたいな感じで聞いて、その私はこう思ってるんですよと言ったやつをみんなで評議したらいいのかなと思いました。

司会者

今のお話は、例えば誰かが言ったらみんなもそうですよねみたいな感じで話が進んでいくという感じなのですかね。一人一人の意見を聞かないで、誰かの意見が代表みたいな形でみんなの意見ですよねみたいな話になっちゃったのか。その辺はどうですか。

2番

そうですね。何というんですかね、皆さんやっぱ十人十色みたいな感じで、一人一人の意見は全く同じという意見はないと思うんですね。それで、ここはちょっとおかしいというか納得できないというのが多分あるんですけど、やっぱり皆さん、流される人もいるかもしれないので、そこは個別に話を聞いてみて、その個別に聞いた話をもとに最後ら辺に評議をするのもいいのかなと思いました。

司会者

ありがとうございます。今の点でもいいんですけど、そうでなくても御自分の経験で評議の雰囲気についてはいかがだったでしょうか。4番の方はいかがですか。

4番

私達も裁判員6人プラス補充裁判員2人の8人で非常に忌憚のない議論が

できたと思います。それはひとえに裁判長の御配慮があったことだと思いましたが、最後にこれで解散というときに私達8名は、もしまたこのメンバー8人で、そして裁判長、裁判官お二人、計3人のこの11人で同じメンバーだったら、裁判長のお名前の頭文字をとってチーム何とかでまたする機会があったら幸せなことだというふうに思ったぐらい雰囲気はよかったと思います。ただ、実際に評議のときには、我々が非常に気をつけましたことは、関わった裁判では被害者家族、遺族が参加されており、被告人と被害者遺族、家族がほぼ同じ年齢でしたので、どちらの意見も目の当たりにしましたから、それによって評議が、議論の中で心情がどうしても遺族のほうに流れないようにすることに8人で努めたことが思い出されます。以上です。

司会者

5番の方はいかがだったですか。

5番

私の担当したのも、とても評議は、皆さん疑問に思ったことは、疑問が出たところは本当に皆さんお話をいっぱいしましたし、その都度解決したような、皆さん本当にいろんな意見を言って、言いにくいとか雰囲気が重いとかそういうことはなかったと思います。事件性もあるんでしょうけれども、殺人未遂の事件だったんですけれど、みんなで話す内容としては納得がいく内容だったと思います。

司会者

ありがとうございます。6番の方、お願いします。

6番

そうですね。言いたいことを言いたい人はずけずけ言うとは思いますが、余り話さない方の意見は、本当はどういうふうに思ってるのかというところがやはり知りたかったです。ただみんなに流されて意見を言ってるような方が少なからずも見られたような気はします。それと、やはりあんまりこうい

う責任の重い立場に立たされるのがちょっと面倒なのか嫌なのか、そういう感じの方が見られました。それなので、評議についてはまあそれなりに話は進んでいったと思うんですが、その辺の意見をはっきりと主張できない方の本当の意見というのを、もっとあぶり出して見たほうがいいのかと思います。

司会者

ありがとうございます。評議時間の長さという点に絞っていただくと、皆さんの御感想はどうでしょうか。長過ぎたとかですね。要は、今6番の方も、本当はもっと違う意見があるんじゃないかとか、2番の方もおっしゃってましたけれど、短か過ぎたからそういうところに心配りが行かなかったのではないかというふうにもとれる御意見もあったんですが、皆様方の御感想はいかがですかね。2番の方はどうですか。

2番

評議自体は結構時間をとってもらったほうだと思います。そうですね。結構時間があつたと思います。

司会者

そうすると、同じ時間を使うならもう少し違ったやり方で、もうちょっと充実した評議があつたんじゃないかというふうに思われるのか、あるいはあの長さだったらやむを得なかったとか、その辺はどうですかね。

2番

そうですね。もうちょっと違うやり方をとれた時間もあつたと思います。

司会者

それは具体的に、例えばどんな感じでそう思われたんですか。

2番

長さとかですか。

司会者

長さが、あの時間だったらもう少し充実した評議ができたんじゃないかと思われる根拠を聞きたいんですが。そんなに長くは感じられなかった、短くは感じられなかったという感じの御意見ですよね。そうすると、例えばああいう評議がもう少し、もうちょっと最初から法律に迫るとか、ちょっと無駄な時間があったんじゃないかとか、いろいろ考えられるんですが、その辺の改善点という点ではいかがでしょうか。

2番

私個人的には結構妥当かと思うんですけど、評議の時間は結構長かったように感じるだけで。改善点というか、先ほども言ったんですけど、例えば評議してる時に一人ずつ個室に呼んで、何か疑問点とか言えなかったところはありますかとか、そういう個室になって話せば話してくれる方もやっぱりいらっしゃると思うんで、そういう時間もとれたのかなと思います。

司会者

6番の方も、もう少し個別に話をもうちょっと流されないで聞けたんじゃないかというのは、個別のお話も念頭にあるんですか。

6番

そうです。それはそういう感じでやっていただけると話しやすかったんじゃないかなとは思いますが。引っ込み思案の方は、どうしてもそんなおおっぴらに意見なんて言える人は数少ないと思うんですが、一応話をしていただいたほうがいいのかとか、思うんですね。

司会者

これまでの意見で何かありますか。裁判所からの弁明も多少はあるんですが。

加畑弁護士

検察官も多分そうだと思うんですけど、一番弁護士と検察官が立ち入れない部分が評議の部分なので、その評議の部分で何をされているのかという

のは非常に興味がある部分になるし、一番核心の部分であると思うんですよ。評議の部分だけではなくて、一般的な例えば会議の話をしたとしても、意見、強い主張の人が1人いると、そこに流されてしまうということは多々あることなので、やはり我々もそのところについては裁判官にお任せするしかないんですよ。ただ、我々はもちろん裁判官を信じているんですけども、やはりそれをぐいぐい引っ張るのが裁判官であっても困るなというふうに思っております。私は他県のこういうような会に何回か出たことがあるんですけども、裁判官によってこれは個性があるので。経験者4番の方がおっしゃいましたけれども、ものすごくチームワークよく多分やられたところもあるでしょうし、そうでないところも多分あるでしょうし、それは本当にそれぞれの裁判官の個性になると思うんですよ。なので、本当にその部分に対してはお願いの部分になるんですけども、やはり個々の裁判官がうまく誰か1人の主張に流されないような配慮をまずするということと、あとは裁判官自身が主導するのではなく、まずは裁判員の意見を聞いて、うまくまとめるということを弁護士としてはお願いしたいなと思います。以上です。

司会者

ありがとうございます。裁判官側から何かありますか。個別に聞けという説もあるんですが。

林裁判官

やっぱり積極的にはお話しにならない方の意見をどう引き出すか、できれば話していただきたいというのは裁判所もすごく苦慮するところなんですけれども。今、個別でというお話も出ましたが、私達も振ってみたりとか、あと紙に書いていただいたら話すよりはちょっと言いやすいだろうとか、いろいろ考えるんですけども。もし個別以外で皆様のほうからこういうことがあればもうちょっと話しやすいかもねとか、こういう方法があればいいかもねということを何か思いつきでも結構ですので、ございましたら教えてい

ただけたらと思います。

司会者

皆様いかがでしょうか。4番の方はいかがですか。

4番

我々はそういうことがなかったのです。ただ、どうして8人が話しやすかったかといいますと、何しろ一般人ですから法律にも詳しくありませんので、裁判長あるいは裁判官の方々が、余り前例にとらわれてもいけないけれど、前例ではこういうこともありました、あるいは法律ではこういうふうになっていますということを提示してくださったので、それは言葉にしても、それから文字にしても提示してくださったことで、より議論がしやすかったことを思い出します。以上です。

司会者

ありがとうございます。5番の方はいかがですか。何か提案などがありましたら。

5番

提案とかはないんですけど、やっぱり6人プラス2人で8人と話してて、お話が不得意な方はいらっしゃいますんで、自分の意見を言われたい方はどういふふうな気持ちを持ってるのかというのは思っていたんですね。だけど、最終的な刑を決めるという一番重いつきの話で、裁判官のほうで紙に書く形式をとっていただいて、そのときに名前はもちろん言いませんけれど、その8名のを発表したときに、ああ、みんなそういうふうには思ってたんだというのが分かったんで、それは私の中ではすごく納得ができて、よかったことだなと思いました。そのほかに関しては、個別というのものもあるんでしょうけれど、本当にデリケートな事件なんかだと、その都度内容が違ってくるんじゃないかと思うので、特別これをしたらいんじゃないかというのはちょっと思い当たらないです。

司会者

ありがとうございます。3番の方はいかがですか。

3番

やはりいろんな人生経験を持たれた方が集まっていますので、評議の部分が一番密度が濃かったですし、裁判員同士でも最初は意見が分かれたりとか、私も自分の考えを言ったときになかなか理解してもらえなかったりとか、それが、やはり時間をかけて議論をしていくことですごく歩み寄ったり、それを裁判長のほうで促していただいたり、時間をかけたことがすごく実ったなという感じは受けましたので、評議の時間がすごく一番印象に残っています。

司会者

例えば、できるだけ長く評議の時間はとると、みんなの意見を幅広く拾うためにという工夫は必要かと思うんですが、例えば何かこんな工夫をしてもあればもうちょっと引っ込み思案な人も話せるというようなことがありますかね。

3番

一人ずつ均等に聞いてくださるのが一番、どなたかとおっしゃると言いやすい方がやっぱり先に出てしまうので、満遍なく一人ずつに聞いてくだされば、徐々に慣れて話もできるようになると思いますので。それぐらいしか思いつかないです。

司会者

ありがとうございます。議論が充実していたかどうかということは、基本的には審理のあり方にも関わってくるわけではありますが、その辺の審理と評議との対応といいますかね。評議のやり方だけがよくても審理がちゃんとしてないと評議が充実しないという考え方が我々にあるわけなんですけど、皆様方はそんな感想をお持ちになったどうか。今言われて初めてそんなふうに思ったのか、もう少し審理が皆様方に分かりやすくいってもらえば評議だって

どんどん言えたのという面があったかどうか。この辺をちょっと皆様方に伺いたいんですが。6番の方はいかがでしょう。

6番

そうですね。最初に審理の内容を聞いて有罪か無罪かを評議するわけですが、最初にもう審理の内容を聞いた時点で自分の中ではこの人は有罪だ無罪だというのを多分みんな決めてると思うんですよ。その中で審理していくと思うんですが、あとは全然経験がない私達がどのぐらいの刑を決めるか、それとも無罪にするのか、反対意見もあると思うんですが。その審理の中で、結局、何というんですかね、つかみどころがなくなってしまうというか、最初は、一応ある程度のそういう、こういう裁判ではこのぐらいの刑だというのは見せられるんですが、えっ、本当にそうなのという感じで、その事件がそうだったんだからそのぐらいでいいのかなというぐらいしか思い浮かべないというか。

司会者

ありがとうございます。そうすると、例えばもう少し、量刑の決め方というか、それも検察官や弁護士から説明があればもうちょっと言えたんじゃないかと、そんな感じですか。

6番

そうですね。私の場合ただ漠然として量刑を考えてしまってるだけで。

司会者

ありがとうございます。ほかの方のこの辺の感想というのはいかがでしょうね。要するに、評議のやり方、裁判官が努力しても限界があるんじゃないかという、当事者に責任を負わせるようなちょっとずるい言い方になるんですが、審理がちゃんとしてないと評議もちゃんとできないよという考え方、これは実感としてお持ちなのか、いや、そうでもないですよと思われたのか、この辺をちょっと。1番の方はいかがですか。

1 番

私の裁判ではすごく審理自体が分かりやすかった印象がありまして、審理自体はすごく、多分5日間ぐらいやってたと思うんですけど、長かった印象はあるんですが、それと同じぐらい評議があると聞いて、最初は長過ぎるんじゃないかなというふうに感じたんですけども、実際に話し合うことがすごく多くて、考える時間というのを十分とっていただいたということがよかったのではないかなと思っています。先ほど6番の方は最初の段階である程度それぞれ考えてるんじゃないかということをおっしゃったんですけど、私の場合は逆で、最初は何でこんな事件が起こったのかということ自体がよく理解できなかつた内容だったので、そういうのを審理を通して深く掘り下げていただいて、後の評議でそれについて、そのときの人それぞれの心情とか何をしたのかということ振り返る時間をたっぷりとっていただいたので、非常によかったのではないかと思っています。以上です。

司会者

ありがとうございます。同じ裁判を経験された2番の方から見られるといかがですか。今の点については。

2 番

私も特に、審理も長くて評議も長かったんで、そこら辺は多分問題はないというか、事件によって裁判によってだと思っただけですけど、そういう分からない裁判もあると思いますし、私達が経験したやつは分かりやすかったと思います。

司会者

ありがとうございます。それでは、評議についての御意見をこの程度にいたしまして、最後に裁判員の経験者の皆様方からお一人ずつ、法曹三者、我々に望むこと、それから、これから裁判員になられる方へのメッセージ、さらには裁判員制度に対する何か御提言などがありましたら伺いたいと思い

ます。6番の方からお願いしてよろしいでしょうか。

6番

まず法曹三者の方にはたった一言で、必ず悪は裁いてくださいと。これだけです。裁判員になれる方には、とてもいい経験になると思いますので、人生で多分1回ぐらいしかできない経験だと思imasuので、普通に生活している中では裁判所なんてほとんど来ないと思imasuので、必ず経験したほうがいいと思imasu。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、5番の方、お願いいたします。

5番

とにかくこの裁判というので周りから言われたのが、裁判員になったというときに、大丈夫、気持ち悪くない、という、そういうようなことを言われるんですね。やっぱり事件によっては本当に見るに耐えないような証拠のものを見て精神的にとってもダメージが強くなったというようなニュースもありましたし、私も一番最初に裁判員になったときに、大丈夫かなというのは思いました。そういうものが出たときにどういうふうになっちゃうのかなというのが。それが最初にあったんですけれども、今回担当した事件はそういうことではなく、そういう猟奇殺人的なものだととてもつらいことがあるんでしょうけれども、今回はそういった自分がダメージを受けるような場面というのがなかったので、ちゃんとその事件の内容に向き合うことができたというのがあって、それで終わった段階ですごくいい経験ができたなと思いました。本当にこういう経験は一般の方達にはできないものだと思うので。やっぱり知らないからがゆえに疑問を持つようなことというのも出てくると思imasuので、この制度は続けてほしいし、本当にやったことがない方がほとんどなので、もうちょっといろんな方がやれるようなことにならないかなというふうに感じました。

司会者

ありがとうございます。では、4番の方、お願いいたします。

4番

法曹の方々に望むことは、もちろん裁判によっては長期化するおそれもあると思いますけれども、余り長い裁判も時には考えものだと思いますけれども、やはり何といても人一人の人生がかかってきますので、絶対に冤罪だけはつくらないでほしいと。そのためには多少時間がかかっても仕方がないのかなというふうには思います。それから、これから裁判員になられる方へのメッセージとしては、ここの建物に入ったら緊張だけで、そして、はい、次はどこ、次はどこと大変丁寧に対応してくださるので、早く緊張を解いて、いい意味でリラックスしながら、分からないことは気軽にスタッフの方に伺って、リラックスをしてくださいということです。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、3番の方、お願いいたします。

3番

法曹三者の方へは、特にこの仕事に関して興味があったので、お昼休みとかも裁判官の方がいろいろなことを教えてくださったりとかして、とてもそれはありがたかったですし、息子にも何か話してあげることができて、経験してよかったなと思っています。そして、やはり長年の経験でやられている中で、裁判員制度ということではちょっとだけ皆さんの中で話が出たのは、評議で最終的な落としどころは決まっていて、そちらに導かれてるんじゃないかなと思ったところが少しありましたので、何か形式的なことではなく、裁判員の意見も反映されるような裁判員制度であってほしいなと思います。そして、これからされる方、周りの方にもお話ししてるんですけども、やはりめったにできない経験ですし、こうやって時間をかけて一つの事件に対して真剣に評議するということの大事さは本当に感じましたので、是非経験し

ていただきたいと思います。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、2番の方、お願いいたします。

2番

法曹三者に望むこととしては、私の裁判の経験で、裁判官の方には一人一人の民意の反映というか意見を尊重するというか、それを引き出す方法を工夫したほうがいいのかなど。検察官に対しては、私の経験した裁判では特にありません。弁護士の方に、私の経験した裁判では、殺人未遂か傷害罪かみたいな感じだったのですが、やってしまったことに対してやってないという感じで弁護されたように私は感じまして、もっと違う方法でその弁護士の方は弁護できたのかなと思いました。これから裁判員になられる方へのメッセージとしては、最初は不安だと思うんですが、裁判所の方が親切に教えてくれるので、特に不安はなくリラックスした雰囲気ですべてやってほしいと思います。以上です。

司会者

ありがとうございます。では、最後に1番の方、お願いいたします。

1番

法曹三者の方々に望むことは、いろんな裁判を通して出た判決がいろいろ出ると思うんですけども、その後、同じような事件が起きないように、そういういい判決を常に出していただければなというふうに感じました。これから裁判員になられる方へのメッセージとしては、やはりこの裁判を通して自分が今まで生きてきた過去や、これから生きていく心構えみたいなものを短期間の間に感じる場なのではないかと思いますので、抽選にもし当たった方は積極的にチャレンジしてほしいなというふうに思います。以上です。

司会者

ありがとうございます。せっかくですので、お越しの検察官、弁護士から何か、この段階で一言ずついただけますか。

加畑弁護士

弁護士のほうから少しだけお話をさせていただきます。私も個々の事件に関してはもちろん分からないので何とも言えないんですけども、まずはやはり弁護人の技術を磨くということに関しては、これはちゃんと認識した上でしっかりやっついていかないといけないなと思います。これは最低限のこちらの仕事です。裁判員の方に対して、この事件に関して分かりやすく説明する、プロとして当然のことであるので、まずはその技術をしっかり身につける。これは本当に弁護士会にもフィードバックしてこれからやっついていかないといけないことだと思います。その上で、これから裁判員になられる方へのメッセージとして私が申し上げたいことは、弁護士は裁判員の方を素人としては実は扱ってはいません。それは何でかといいますと、評議の中で9分の1の票を持っているからです。すなわち、裁判員の方は全部で6票あるわけなんですね。ここに関しては非常に大きい票だと私達は思っております。これはどういうことかといいますと、例えば、先ほどありましたとおり、最初にやったことに関して忘れてしまうとか、多分いろいろあると思うんですけど、実はこちらとしても、忘れてしまうとかというのは余り念頭に入れてないんですよ。やはりプロではないんですけども、本当に裁判員としてしっかりやっついていっているものだと思ってやっっている部分もあるんです。ここがなかなか裁判員制度の矛盾でもあるんですけども。普通の方を裁判所に呼んでおいて、そういうふうになってしまっているというところに関しては確かに矛盾ではあるんですけども。ただ、少なくとも裁判員の方が一人の被告人を審理するという意味で、やはり大きな責任を持っている立場としてこちらも扱っております。そういう意味で受け手ではなくてですね、要するに全部受け手で話を聞くとかいうのではなくて、評議でも積極的に裁判官と

かに、この人何言ってるのかちょっとよく分からないぞとか、言ってること
がおかしいのではないかなみたいなどころがありましたら、やはり言ってほ
しいところではあるんですね。私が今日お話を聞いた上で引っかかったのが、
3番の方がおっしゃっていた、ある程度の到着点があつてそこに導かれてい
るのではないかというような危惧を裁判員の方が持たれたというのは非常に
危険だと思います。それはやっぱり法曹三者が、法曹三者というか、どうい
うふうに考えているかはともかくとして、そういう先入観を除いて、検察官
と弁護人が主張・立証した上で、自由闊達な雰囲気の中の評議の中で話し合
つて、ちゃんとした、最初から決まってるところではなくて、ちゃんとした
結論を導くということが原則として大事なのではないかなと思います。ちょ
っとまとまりがなかったですけど、以上です。

司会者

ありがとうございます。検察官のほうから何かございますか。

大串検察官

裁判員裁判、ないしは特に評議、それをいずれも充実していけるかどうか、
これはひとえに、ひとえというのは言い過ぎかもしれませんが、我々は
やはり検察官の責任だというふうに考えてますので。審理を聞いている過程
で分かりにくいというのは、これは裁判官の説明云々の問題ではなくて、や
はり検察官がきちんと主張・立証できていなかったというふうに受け取らざ
るを得ませんので、その点はそういうことのないように今後もできるだけ努
力していきたいと思います。それとあと、先ほど弁護士さんがおっしゃった
とおり、我々は一生懸命主張・立証します。それはやっぱり裁判員の方を信
頼しているからです。だから、先ほどおっしゃられたとおり、確かに私達も
裁判員はしょせん素人だなんて全然思ってません。本当に信頼して、一生懸
命こちらのできることをやっているつもりですので。そういう意味では本当
に責任は重大だと思いますけれども、それだけやりがいのある仕事でもあろ

うかと思imasので、今後裁判員になられる方については、やりがいのある非常にいい経験になり得るということで、ぜひ積極的に取り組んでいただけたらと思imas。以上です。

司会者

ありがとうございます。それでは、報道機関からの御質問に移りたいと思imas。よろしくお願imasします。

A社

今日はどうもお話ありがとうございました。幾つか事前に質問のほうを出させてはいただいていたんですけども。大体のことはお話しはいたしてはいるんですけども、裁判員裁判が始まってから5年ほど経ちましたが、なかなかその辞退される方の数が増えているところがあるんですけども、そういうところを今後どういうふうにしていけばいいかというような、皆さんがなられた立場からの御意見があれば教えていただければと思imas。

司会者

では、個別にお伺いしましょうかね。雰囲気流されてもいけないので個別に伺いましょう。では、1番の方、お願imasします。

1番

そうですね。ちょっと非常に難しい質問のような気がするんですけど、やはりイメージだと思てまして、裁判員に任命されると仕事を休まないといけないとか、ちょっと難しい事件に当たってしまうんじゃないとか、そういうイメージが先行している部分があると私は思っています。そういうところも実際はあるかもしれないんですけども、それ以上に裁判員裁判に関わってより得られるものというのが、皆さんおっしゃっているようにあると思imasので、そこら辺をもう少しメディアの方々とか裁判所のホームページ等で経験者のそういう談話とかを掲載はいただて、そういうものじゃないということ、イメージを払拭していただければ少しは辞退者もまた改善す

るんじゃないかなと思います。ちょっと難しい質問だと思います。以上です。

司会者

では、2番の方はいかがですか。

2番

そうですね。一概に言えないと思うんですけど、まだ不景気とかそういうのもあるのかなと思います。非正規で働いてる方もいらっしゃいますけれど、長い期間お休みすると首になってしまうというか、収入がなくなって、収入はあるんですけど、会社とかに与えるダメージ等あるのが問題なのかなと思います。以上です。

司会者

では、3番の方、お願いします。

3番

裁判員を引き受けるということを周りの人に話したときに、死体の写真とか見せられたどうするのとかって、一番に言われたのがそれなんですけれども、やはり証拠写真とかリアルなものを見て、その後のダメージが大きいとか、そういうイメージがすごく周りの人は多いように思いました。あと、同じ裁判員で補充裁判員をやられた方で、実はすごくやりたかったんだとおっしゃっていた方がいらして、もう毎年でもやりたいと。周りにも結構いたんですけれども、やりたくてしょうがない人も中にはいらっしゃるんです。そのやりたい方の部分をもうちょっと何か取り入れられる方法があれば、もっと参加しやすくなるのではないかなと思います。

司会者

では、4番の方、お願いします。

4番

今、3番の方がおっしゃったように、この場で抽選に外れた方でほとんどの方が、やってみたかったのにという声が多かったように思います。ですか

ら、そういう方達がいらっしゃるのに、その方達を例えば人材バンクのように何かストックすることはできないのかということをもったことと、それから個人情報もあるでしょうけれども、実際に裁判員に選ばれたということで、もう少し何か公の立場からメリットがあっても、必ずしも報酬だけではなくて、何かこれは、例えば国民の義務を果たしてくださる、そういうメリットがあるんですよということが、例えば会社やそれから学校や、そういうことがあったらもう少し辞退される方が少なくなるのではないかなと思いました。以上です。

司会者

ありがとうございます。5番の方、お願いします。

5番

私も同じで、私が選ばれたときに、いいなと言った知人は本当に多かったです。すごいね、いいなという、やってみたいと言った子は本当に多かったですけれど、中には、ええっという、絶対断りたいわという子もいましたし、すごく興味があると言った人は本当に多く私は感じました。本当に抽選があって、そこで6人に絞られるというときに、会社に休みを提出するのにも、その抽選であぶれたら会社に来れます、でもその抽選に入ってしまうと8日間、10日間近くお休みをとらなければいけないですという、そこがちょっと仕事を持つ人間にはかなり会社との話し合いが難しいなという。私の場合は、会社のほうで行ってこいという形でやってもらえたのでよかったですけれど、実際に難しい人はいるんじゃないかなと思います。辞退してる人がすごく多いということなんですけれど、やりたい人もいっぱいいるという、やりたい人が何でできないんだろうねというふうに言ってた知人も多かったのも、何かそういうような違う形で裁判員を決めることはできないのかなという気はします。

司会者

ありがとうございます。6番の方どうぞ。

6番

5番の方がおっしゃられたとおり、仕事をしている方、事実私もそうなんです。なかなか休みがとれない。特に企業の場合、日本の企業だと6月と12月決算しまして、外資系だと9月と3月、その時期はほとんど休めないサラリーマンの方が多いと思うんですが。私は3月にやったわけですけども。実際私の場合は、休まないでくれと会社に言われました。事実終わってから仕事をしてました。私としては最初辞退しようかなとは思ってたんですが、家族が、こんな経験できないんだからやりなさいと、家族の後押しもありまして、じゃあ何とかしてやってみようかという形で会社とちょっと協議しまして、こういう形で、部下との連絡とかその他もろもろ仕事の関係上何とかつけて参加することができたんですが。まず企業の、何というんですかね、理解力というのが一番大切だと思うんですよ。仕事してる方にとっては。その点を解消しないとというか、努力していかないと。一番感じたことはそれですね。

A社

ありがとうございます。

B社

今の質問をさせていただいて、もう一つお聞きしたいことがありまして。それは、市民の参加で刑事司法というのが大きく様変わりしたと思うんですけども、より制度を充実させるには何が必要かということをお聞かせください。

司会者

では、1番の方からお願いします。

1番

最近よくニュースとかでも話題になってるんですけど、裁判員裁判で出

た一審の判決が高裁とかで覆されたりしてると思うんですけども、そういうのをなくすというか、覆されることは別にいいと思ってまして、裁判員裁判で出た一審を重く見るのであれば、二審以降も裁判員というものの判断と
いうか意見を反映するようなシステムができて、より裁判員裁判制度という
のがもっと国民に根づくことを願ってます。以上です。

司会者

2番の方はいかがですか。

2番

先ほどもちょっと申したんですけど、やはり民間企業の方の理解力が
必要なかなと思います。国とかが義務化にしたところで、実際は働いてる側
からしてみれば会社の意見が絶対なので、会社の理解力だと思われま
す。以上です。

司会者

3番の方、お願いします。

3番

一般市民の参加で、プロの方達の当たり前になってきた裁判も、裁判員と
一般の考えを取り入れることで変わってくると思いますので、今後もこの制
度を充実させるには、幅広く、やっていただける方を増やす工夫をしてい
ただければいいんじゃないかと思います。

司会者

4番の方、お願いします。

4番

私は2つのことを思いました。まず1つは、先ほど弁護士さんと検察官の
方から、裁判員に選ばれた一般の我々を素人だと思っていないという発言は
とてもありがたくうれしく思いました。また驚きでもありました。ですから、
裁判員裁判を経験した人々の声だけじゃなくて、実際に選ばれたら、その人

達を大変頼りにといたしますか、協力者だと思っているという声をもっと広く伝えていただくことも大事じゃないかと思いました。もう1つは、実は私が選任、裁判、やはり仕事をしているのでかなり考えたんですけども、それを引き受けるきっかけになったのは仕事先の男の子でした。ちょうど学校からの社会科見学で霞が関の旧法務省に行きまして、裁判員裁判の制度のことを勉強してきまして、急いで帰ってきて、しないの、というふうに言われたので、みんなができるわけではないんだけども、ちょうどそのときに候補者名簿に載っていてという段階でしたので、そういう話をしましたら、もしかしたらするかもしれないけれどという話をしましたら、絶対にすべきだよというふうにその子が言いました。もちろんその体験をした後、経験をした後、その子にも報告をしまして、今日のこともまた報告をしようと思っておりますけれども、結局はこれからの子供への教育ですね。教育と、それから裁判員裁判というのがこういうことであるということ、十分理解できる範囲でもあると思いますので、大人だけじゃなくて、子供達へももっと浸透させたら違うのではないかなと思いました。

司会者

ありがとうございました。では、5番の方、お願いします。

5番

本当に何か裁判員制度というものが悪いイメージというか、何か感じたのは、女性なんかからはやっぱりちょっとそういう死体のこととかいうことを見なくちゃいけないから嫌だなとか、何か悪いイメージがすごくついてるような気がするんですね。本当に一般人は裁判とか殺人事件なんていうのはほど遠いことなので、自分からは全く違う世界のものを想像で物を言ってしまうりとかすると思うんですね。実際に経験したらそんなことがなくて、本当にいい経験ができたと自分で言えるぐらいなことなので、悪いイメージが何かニュースでも裁判員に関しては取り上げられてるような気がします。ち

よつと精神的におかしくなっちゃったとか、この間も最高裁で覆されたとか、それで裁判員のことが何か悪いものがすごくクローズアップされるんですけど、いい経験なんだという、一般人が事件を経験することってものすごくいいことなんだということをもうちょっとアピールして、一般の人に、すごく大切ないいことなんだということ、会社にも一般の人にももっと知らしめてくれると、何かいいんじゃないかなというふうにとても感じます。

司会者

ありがとうございます。では、最後に6番の方。

6番

まず、裁判所というかたいイメージ、そのイメージを何とか外していただいて、もっとオープンに、ちょっとやわらかいイメージに改革するようなことをして、そんなかたいところじゃないんだよというところをイメージアップしていったほうがいいんじゃないかなと思うんですが。この制度に関しては、国民の義務ということをもっと位置付けをしていって、裁判所に来ることは当たり前なんだよという感じの方向にPRしていけたらいいのかなというふうに感じます。

司会者

本日は皆様方お忙しいところ貴重な御意見を承りまして、まことにありがとうございました。御参加の法曹の皆様方にも貴重な意見を伺いました。本当にありがとうございました。司会の不手際でいろいろありましたけれども、自由闊達な御意見が伺えたというふうに思っております。皆様方のおかげで
ございます。ありがとうございました。 以 上